



# Labour Update

## 労組周辺動向 No. 160



2023 - 03 - 03

### 1. 法・政策

#### (1) 治体の非正規職員、ボーナス増額へ…24年度からの実現目指す

政府は、地方自治体で働く単年度契約の非正規職員（会計年度任用職員）に支給されるボーナスを増額する。地方自治法改正案を今国会に提出し、2024年度からの実現を目指す。

会計年度任用職員は20年4月時点で約62万人いる。自治労連の昨年の調査によると、約6割は年収200万円未満とされ、処遇改善につなげたい考えだ。支給には自治体の条例改正も必要となる。

#### (2) 賃金デジタル払いへ 厚生労働省が専門の部署設置の方針

決済アプリを使った賃金のいわゆるデジタル払いが新年度から始まるのにあわせ、厚生労働省は決済アプリ業者の審査や導入企業からの相談にあたるため弁護士や会計士などをメンバーとする専門の部署を新たに設ける方針だ。

賃金の支払いはこれまで現金での支払いや銀行口座への振り込みに限られていましたが、キャッシュレス化が進む中、新年度からはスマートフォンの「決済アプリ」への支払いも可能になる。

また、デジタル払いを導入する企業は労使協定の改定が必要で、リスクの説明や不正への対応なども求められる。

### (3) 「報酬額の明示を義務づけ」フリーランスの労働者を保護…法案を閣議決定、違反なら罰金も

政府は2月24日、組織に雇われず個人として働くフリーランスを保護する「フリーランス・事業者間取引適正化法案」を閣議決定した。業務を委託する企業側に報酬額を明示することを義務づけ、違反すれば罰金の対象とする。

新法では企業に対し、仕事の内容や報酬額を書面や電子データで示すことを求め、60日以内に報酬を支払うよう求める。理由なく業務内容を変更することや買ったとき、自社製品の購入の強制などを禁じる。違反した場合、公正取引委員会などが立ち入り検査や是正の命令を行い、従わなければ50万円以下の罰金に処する。

政府の調査では、フリーランスとして働く人は2020年に約462万人と就業者全体の約7%に上る。

### (4) 「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（案）」 2023年2月27日 第9回目安制度の在り方に関する全員協議会

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001063538.pdf>

## **2. 法違反・闘い**

### (1) 「適正な賃金を」 掛川西高の非常勤講師が県に措置要求書

公立校の非常勤講師の勤務内容に授業の準備や試験問題の作成などが含まれず、賃金が支払われていないなどとして、掛川西高の非常勤講師が2月13日、実態に見合った賃金の支給などを求める措置要求書を県人事委員会に提出した。

非常勤講師の契約は、1授業（1コマ）あたりの報酬を定め、受け持ったコマ数に応じた額が賃金として支払われる給与形態になっている。「コマ給」とも呼ばれ、全国的にも用いられている契約方式だ。

給与の額は、報酬と受け持ちのコマ数を掛け合わせて計算される。2820円で、月8回（週2回）の地学の授業をもつ同講師の場合、月に約2万2千円ほどになる計算だ。

ただ、同講師は「実際に教室で授業をする時間以外にも、多くの時間を勤務に充てている」と話す。

同校には地学の教員が1人しかおらず、定期試験の問題作成や採点などを同講師が全て担っているという。試験の準備や採点、授業の準備などで月30時間以上を費やしているというが、授業時間に含まれないため、ほぼ全てが無給だ。

## (2) 現代美術家がユニオン結成 搾取生む状況を改善へ

日本や海外を拠点に活動する現代美術家が労働組合「アーティスト・ユニオン」を結成し、24日オンラインで記者会見した。「多くはフリーランスで立場が弱く、経済的な搾取やハラスメントの温床となっている」と訴え、不適切な慣習の改善を目指す。

個人で加入できる労働組合「プレカリアートユニオン」のアーティスト支部として1月19日に結成。報酬や倫理、労災など各分野のガイドラインの策定を進め、働きに見合った待遇を受けられるように求めていく。

ユニオンの支部長で、パリを拠点に活動する村上華子さんは「適正報酬がないことで生まれる権力のアンバランスがハラスメントの温床となってきた」と指摘した。

## (3) 全授業やゼミ外された」大阪産業大学教員が訴え 学部長への指摘きっかけか

「授業やゼミを持たせてもらえない」として男性教員が大学側を3月1日に提訴する。

(50代の男性教員)

「間違っただけでも正せないような法人に、まともな教育をする能力というのがあるとは思えないですね」

こう話すのは、大阪産業大学経済学部で授業やゼミを担当していた50代の男性教員。男性教員によると、10年以上前に当時の学部長に対して「履修登録していない授業の単位を留学生に対して不正に認めようとしている」と指摘したことなどをきっかけに、学部の教授らから必要な経費が承認されないなど嫌がらせを受けるようになったという。

学校法人の相談窓口や産業医にも相談したが、嫌がらせは続いた。2年前からは“授業の進め方をめぐって学生から苦情があった”としてゼミの担当を外され、さらに今年4月からは全ての授業から外される。

## (4) 教授らが救済申し立て 「誠実な交渉態度に欠ける」県労委が松山大学に“謝罪文の手渡し”命令 不当労働行為を認定

松山大学（愛媛県松山市）の教授らが大学から不当労働行為を受けたと訴えていた問題で、愛媛県労働委員会は、大学側の対応について「誠実な交渉態度に欠ける」として、謝罪文を労働組合に手渡しするよう命じた。

松山大学の教授らが加入する労働組合は、大学から不当労働行為を受けたとして2019年、愛媛県労働委員会に救済を申し立てていた。

## **3. 情勢・統計**

### (1) 月 消費者物価指数 去年同月比4.2%上昇 41年4か月ぶりの水準

家庭で消費するモノやサービスの値動きをみる1月の消費者物価指数は、天候による変動が大きい

生鮮食品を除いた指数が、去年の同じ月より4.2%上昇した。  
4.2%の上昇率は、1981年9月以来、41年4か月ぶりの水準。

主な要因は食料品の相次ぐ値上げで、具体的には、

- ▽「食用油」が31.7%、
  - ▽外食の「ハンバーガー」が17.9%、
  - ▽「ポテトチップス」が16.1%、
  - ▽「食パン」が11.5%、
  - ▽国産の「豚肉」と「牛乳」が10%、
  - ▽「からあげ」が9.9%それぞれ上昇している。
- また、エネルギーをみると、
- ▽「ガス代」が24.3%、
  - ▽「電気代」が20.2%上がった。

このほか、

- ▽「携帯電話機」が21.7%、
- ▽「ペットトイレ用品」が20.5%上昇している。

1月の消費者物価指数の上昇率は、1981年9月以来41年4か月ぶりの水準となったが、賃金をめぐる状況は当時と異なっている。

総務省によりますと、1981年当時は第2次オイルショックの影響が続いていて、原油価格の高騰を要因とした光熱費の値上がりなどが続いていました。

ただ、物価が上昇しても働く人の賃上げの水準はそれを上回っていた。

厚生労働省によると、1981年の平均の実質賃金は、従業員30人以上の事業所を対象にした調査で前の年と比べてプラス0.6%だった。

一方で、去年12月の実質賃金は従業員5人以上の事業所が対象となり調査の方法は異なるが、確報値で前の年の同じ月を0.6%下回り、9か月連続でマイナスとなった。

「2020年基準 消費者物価指数 全国 2023年(令和5年)1月分」 2023年2月24日 総務省  
<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/pdf/zenkoku.pdf>

「毎月勤労統計調査 令和4年12月分結果確報」 2023年2月24日 厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r04/2212r/dl/pdf2212r.pdf>

## (2) 生活保護申請、3年連続増加 物価高騰、コロナ支援策打ち切り要因か

2022年の生活保護の申請件数は23万6927件で、前年と比べて1850件（約0・8%）増えた。増加は3年連続。物価高騰に加え、コロナ禍の経済的な支援策が終わったことも件数を押し上げたとの見方も出ている。

厚生労働省が1日、22年12月分の調査結果を公表した。これをもとに、22年1年間（速報値）の件数を集計した。

申請の推移をみると、1～4月は前年同月と比べて減少が続いたが、5月に10・6%増と急拡大。その後も11月まで7カ月連続で前年を上回った。生活保護の利用を新たに始めた世帯数は計20万8532世帯で前年より約0・8%増えた。

年間の申請件数は、19年までは減少傾向だったが、コロナ禍で一転。感染拡大が始まった20年から3年続けて前年の水準を上回った。

「生活保護の被保護者調査（令和4年度確定値）の結果を公表します」 2023年3月1日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2022/dl/r03houdou.pdf>

「生活保護の被保護者調査（令和4年12月分概数）の結果を公表します」 2023年3月1日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2022/dl/12-01.pdf>

### (3) 国内企業の経常利益 前年同時期比2.8%減少 去年10月～12月

財務省が発表した法人企業統計調査で、去年10月から12月までの国内企業の経常利益の総額は、8期ぶりの減少となった。エネルギー価格の上昇を価格に十分転嫁できていない動きがみられ、製造業が、全体を押し下げた。

去年10月から12月までの金融と保険を除いた国内企業の経常利益の総額は、22兆3768億円と、前の年の同じ時期より2.8%減り、8期ぶりの減少となった。

このうち製造業は、15.7%の減少で、エネルギー価格の高騰による原材料価格の上昇分を十分に価格転嫁できずに、化学や石油・石炭関連の企業が減益となったことが響いた。

非製造業は、全国旅行支援の影響で運輸などサービス業の業績が回復したことなどから、5.2%の増加となった。

「四半期別法人企業統計調査(令和4年10～12月期) 結果の概要」 2023年3月2日 財務省

<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/r4.10-12.pdf>